

令和元年度歳末援護金交付事業実施要領

1. 趣旨

この交付事業は、歳末たすけあい募金を活用し、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民が主体となって行う活動に対して支援を行うものとする。

2. 交付金額

1団体につき30,000円を上限とする（千円未満は切り捨て）。ただし、申請総額が当該年度予算額を超過した場合には、予算の範囲で決定する。
なお、歳末援護金を用いて外食をする場合、外食に係る支出額の3分の1以上は参加費もしくは団体の運営費から支出すること。

3. 申請期間

令和元年8月1日（木）～8月31日（土）

4. 事業対象期間

令和元年10月1日（火）から令和2年3月31日（火）までの期間に実施する事業

5. 実施主体

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

6. 対象となる団体

次のすべての要件を満たす団体

- ① 主な構成員が朝霞市民であり、主に朝霞市内で活動していること
- ② 原則1年以上の活動実績があること

7. 交付対象事業

歳末援護金の対象は、社会参加や交流事業等住民が主体となって行う地域福祉推進のための事業とします。

<対象になるものの例>

■地域から孤立をなくすための活動

◇ミニデイサービスやふれあい・いきいきサロンの年末年始行事

■地域住民が参加できる活動

◇老人会食会で1食又は1品加えておせち料理等を提供する

◇ボランティア団体の活動に必要な備品購入の補助

■地域住民の福祉活動への参加促進

◇講演会、講習会等、地域住民の福祉活動参加推進のための交流事業

■支援を必要とする方々への直接的な援助

◇当事者団体等のクリスマス会や新年会

■防災に関連する事業

◇自治会・町内会が行う防災訓練等

■児童の健全な育成を目的とする事業

◇乳幼児をもつ親を対象とした交流会等

■地域福祉推進のための事業

◇AED 操作講習会や防犯意識向上の講習会等

<対象にならないものの例>

- ・ボランティア懇談会の経費
- ・人件費などの経常経費
- ・領収書で確認できない経費
- ・助成対象の事業に直接関係ない経費 等

8. 申請方法

歳末援護金配分申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、下記2点の必要書類を添付し当会まで提出。（郵送不可）

- ① 振込先金融機関の通帳のコピー
- ② 予算書（別紙）

9. 交付決定

当会にて審査を行ない、9月下旬までに決定額を通知。

10. 交付金名称の標記

事業のチラシや案内状をつくる際には、歳末援護金の交付を受けていることが分かるよう、「社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 歳末援護金交付事業」と表記すること。

11. 報告書類の提出

歳末援護金の交付を受けた場合、事業終了後の1ヶ月以内に報告書と、事業を実施したことが分かるような写真を提出すること。（報告書の用紙は、交付が決定した団体に対し、歳末援護金交付決定通知書とともに送付）

※報告書に領収書を添付する必要はないが、必要に応じて確認することがあるので保管しておくこと。

※今年度の歳末援護金の報告や、来年度の歳末援護金募集の際に、活動の様子をチラシや社協広報に掲載させていただくことがあるので了承いただくこと。

12. 問い合わせ

地域福祉推進課 地域福祉推進係 担当：坂原

TEL：048（486）2485 FAX：048（486）2418

E-mail：chiiki@asaka-shakyo.or.jp

URL：<http://www.asaka-shakyo.or.jp/>